

国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」の創設 について

2024（令和6）年度から大学院修士段階（修士課程・博士前期課程）の進学者を対象とした「授業料後払い制度」が国により創設されることとなりました。本制度は在学中の授業料を国が立て替え、大学院修了後、所得に応じて返還することで、授業料を「後払い」とする仕組みです。

1. 対象者は以下の①～④全てを満たす者とする

- ①2024年度春の修士課程新規入学者であり、学部段階で高等教育修学支援新制度の対象となったことがあり、かつ就労を狭まらずに大学院へ進学した者。
- ②本人の希望に基づき、在学を通過して申請を行った者。
- ③日本学生支援機構の修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の家計基準及び学業成績基準を満たす者。
- ④過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中である等、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がない者。

2. 制度の概要

- ・国が在学中の授業料を立て替え、大学院修了後の所得に応じて返還していくのが「授業料後払い」制度です。併せて生活費奨学金として月額1万円～4万円の範囲で貸与を受けることができます。生活費奨学金のみの貸与はできません。
- ・猶予した授業料は、日本学生支援機構から本学に直接振り込まれ、対象者の授業料に充当されます。

3. 注意事項

- ・本制度を利用する場合、日本学生支援機構第一種奨学金（無利息）の貸与を受けることができません。
- ・本制度は貸与であり、大学院修了後の所得に応じて返還する必要があります。
- ・本制度は無利息ですが、返還額は貸与額+保証料となります。
- ・支援の対象となる授業料が支援限度額を上回る場合、差額の納付が必要となります（年776,000円が上限となる予定）。